

## 提出された意見等

### ①茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要
1	3 内容及び手続きの説明及び同意	認定を受けたり、自分で契約をするなど働く親にとっては負担が大きいです。申請は今まで通りにしてください。
2	3 内容及び手続きの説明及び同意	申請書類を簡素化してください。年度途中の申請書類などは申込時とは別にもう少し簡単なものにしてください。
3	3 内容及び手続きの説明及び同意	「保育所等での保育を利用希望の場合」、契約相手が、保育所は茨木市、認定こども園は施設と今までとまったく変わります。また、保育所と認定こども園は、その内容が異なるものであり、なぜ「利用の流れ」の中で同一と思わせるような内容になっているのでしょうか。
4	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	施設側の応諾義務について、施設側の安易な契約拒否が生まれないような規定を盛り込んでください。
5	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	高齢者施設ではこのような規定が全く機能しておらず、施設が利用者を選ぶ事態が日常的に起こっています。この規定では、同じような状況が起こる事が懸念され、罰則規定も含め実効性が担保できるような内容にしてください。
6	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	条例で新制度における障害児の保育入所を確実に保障する規定を盛り込んでください。
7	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	障害児の保育入所を確実に保障する規定を盛り込んでください。また、アレルギー児や発達への配慮の必要な乳幼児などについても、調整・契約時に不利とならないよう規定を入れてください。
8	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	①中「当該設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考」は、結局排除の口実をつくるものであるなのでこの文言を削除してください。
9	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	④中「紹介する」の文言を削除してください。市の責任で適切な措置を速やかに講じてください。
10	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	③中「特定教育・保育施設は選考方法をあらかじめ明示した上で」とありますが、保育所については児童福祉法第24条第1項に基づき市町村が選考を行う事を付け加えてください。
11	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	定員を上回る利用申込があった場合、利用者に対する選考が平等に行われるように、選考に関しての具体的な選考基準を茨木市が定め公表してください。
12	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	障害児保育の入所を保障する規定を盛り込んでください。
13	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	保護者の疾病や虐待等の入所を保障する規定を盛り込んでください。
14	5, 39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	理念・基本方針で入園を決めることになれば、施設の論理で入園を決めることにつながります。入園の基準はあくまでも入園の緊急性及び必要性が決定の基本になるべきではないでしょうか。罰則規定も含めて実効性が担保されるようにしてください。
15	6 あっせん、調整及び要請に対する協力	①「あっせん、調整は、市町村が保護者の希望を踏まえて行う」を追加してください。

## 提出された意見等

### ①茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要
16	6 あっせん、調整及び要請に対する協力	②中「できる限り」施設に協力を求めています、市の責任も明確にしてください。
17	6, 40 あっせん、調整及び要請に対する協力	連携施設は、市が責任を持って確保してください。もし入所できなかった場合、他施設への入所を市が責任を持って行ってください。
18	6, 40 あっせん、調整及び要請に対する協力	市及び他市町村にどこまで協力の義務が課せられるのですか。要請か、義務かよく分かりません。なおぎりの調整で無理と回答できるでしょうか。協力の内容と範囲についても明記してください。
19	12 利用者負担額等の受領	①③④項目は、公定価格に含めてください。支払い困難者への対応で混乱し、福祉の理念が崩壊しかねません。また、⑤の①③④及び⑥を削除してください。
20	12 利用者負担費等の受領	保育認定時間の超過料金（夜9時までの延長保育等）の徴収方法を具体的にしてください。
21	12, 47 利用者負担額等の受領	給食・行事にかかる費用は公定価格に含ませ、保護者に負担がかからないようにしてください。
22	12, 47 利用者負担額等の受領	④中「特定教育・保育施設等に係る行事への参加に要する費用」の費用のかかる行事とは何を指すのでしょうか。運動会、遠足、生活発表会など全員参加が前提になる行事に関しては別途保護者負担を求めないようにしてください。
23	12, 47 利用者負担額等の受領	保護者負担については現行の保育料と変わらないとされているが、制度を見ると負担増が懸念されます。9時間の勤務時間＋通勤時間の人が短時間認定を受けたら1時間の自己負担が生じるのでしょうか。④のように様々な追加徴収ができる規定は削除し、公定価格内で対応する旨、明記してください。
24	12, 47 利用者負担額等の受領	②文章が抜けていませんか。
25	12, 47 利用者負担額等の受領	④二つ目の「特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用」の費用のかかる行事は何をイメージされていますか。運動会、遠足、生活発表会など全員参加が前提になるものについては、別途保護者負担は求めないというしくみ（公的負担で）にしてください。
26	13 施設型給付費等の額に係る通知等	施設型給付費の通知は、年度の2カ月目から金額に変動がなければ通知の必要がなく、変動した月のみ通知することにしてください。
27	15 特定教育・保育に関する評価等	施設の運営は透明性を担保するため、外部機関の評価義務を明記してください。また、定期的という抽象的な表現ではなく、年に1回以上と具体的に記述し、公開するようにしてください。
28	19 運営規程	職員の資格を追加してください。
29	19, 54 運営規定	職員の職種、員数及び職務の内容だけでなく、基礎資格（保育士、看護師、栄養士、調理師当等）も明記すべきです。その事により専門性が担保できます。

## 提出された意見等

### ①茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要
30	20 等 勤務体制の確保	③中「職員の資質の向上のために」で、資質とは、生まれつきの性質や能力、または、天性をいう（辞書・広辞林）適切な表現に訂正してください。
31	20 等 勤務体制の確保	②に国の案通り「ただし、支給認定こどもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない」を付け加えてください。また、直接影響を及ぼさない業務が何なのかもはっきり明記してください。
32	20, 55 等 勤務体制の確保	保育士のように専門知識を2年以上学び、実習経験のある、または試験で専門性を確認し、保育者として適正である人を（地域型保育をするなら）配置してください。短期の期間での研修で保育士と同様の勤務は不可能です。
33	20, 55 等 勤務体制の確保	子育て支援員の案が出ていますが、必ず有資格者にしてください。
34	20, 55 等 勤務体制の確保	職員の研修を強化し、非正規の正規化など、責任を持って保育を実施する人材を育ててください
35	20, 55 等 勤務体制の確保	無認可保育所での事故が続く中、研修があっても、無資格の保育ママが保育を行うのは危険だと思います。
36	20, 55 等 勤務体制の確保	保育士不足の改善は、保育士の待遇改善などで行ってください。無資格者の格下げでは意味がありません
37	29 苦情解決	「本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない」の意味・内容が分からないので具体的に記述してください。
38	31 事故発生の防止及び発生時の対応	②中「支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに」で、事故報告の事故程度は、治癒までの期間を設定するのですか。些細な事故も全て報告するのですか。その目安を示してください。
39	31 事故発生の防止及び発生時の対応	事故防止、再発防止のための研修のみならず実地指導、実技指導等様々な取り組みが必要と思います。
40	31 事故発生の防止及び発生時の対応	市の対応について明記してください。
41	31, 66 事故発生の防止及び発生時の対応	何かあったときに責任の所在、損害賠償はどうなるのでしょうか。事業者が対応できなかったときに認可した市は対応してくれるのでしょうか。
42	32 会計の区分	②中に保育所会計は、保育所運営に関する費用以外に支出してはならない旨を挿入してください。
43	36 利用定員	特定地域型保育において、利用定員の増加を決して認めないようにしてください。
44	46 特定教育・保育施設等との連携	小規模保育卒園後の連携施設は茨木市内で確保してください。また、連携施設で入所できない場合、当該利用乳幼児の他施設への入所調整を市が責任を持って行う旨の規定を入れてください。

## 提出された意見等

### ①茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要
45	46 特定教育・保育施設等との連携	連携施設との関係で、保育所では小規模保育所から3歳からの入所を希望していても、定員一杯で入園できない状況があります。認定子ども園では3歳からの入園が可能という意味で記載されているのでしょうか。はたして就学前まで一貫した教育及び保育ができるのでしょうか。懐疑的です。できないなら削除すべきです。
46	50 特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業では、外部の評価だけになっているが、特定教育・保育施設と同様に保護者・保育関係者の評価も必要なのではないのでしょうか。（家庭的保育事業も）
47	50 特定地域型保育に関する評価等	小規模保育所・家庭的保育所・事業所保育所・家庭的保育事業者は、第三者評価を受けるよう義務づける規定を入れてください。
48	66 事故発生の防止及び発生時の対応	家庭的保育事業で事故が発生した場合、保育ママが責任をとるには負担が大きすぎます。
49	66 事故発生の防止及び発生時の対応	家庭的保育事業の基準に『事故発生の防止・発生時の対応』の項目を作るべきです。